

令和6年度第4回「ワンチームとやま」

連携推進本部会議次第

日 時：令和7年1月20日（月）

16時00分～17時30分

場 所：富山県民会館 8階バンケットホール

1 開 会

2 知事あいさつ

3 議 事

（1）令和6年度連携推進項目の成果及び令和7年度の連携推進項目について

（2）「新時代とやまハイスクール構想（仮称）」基本方針（素案）について

4 報告事項

5 閉 会

配付資料

資料1 令和6年度連携推進3項目の取組成果について

資料2 令和7年度「ワンチームとやま」連携推進本部会議における協議事項について

資料3 「新時代とやまハイスクール構想（仮称）」基本方針（素案）

参考資料1 政府関係機関の地方移転について

参考資料2 安全安心アプリ「とやまポリス」の運用開始

「ワンチームとやま」連携推進本部会議出席者

1. 市町村等（17名）

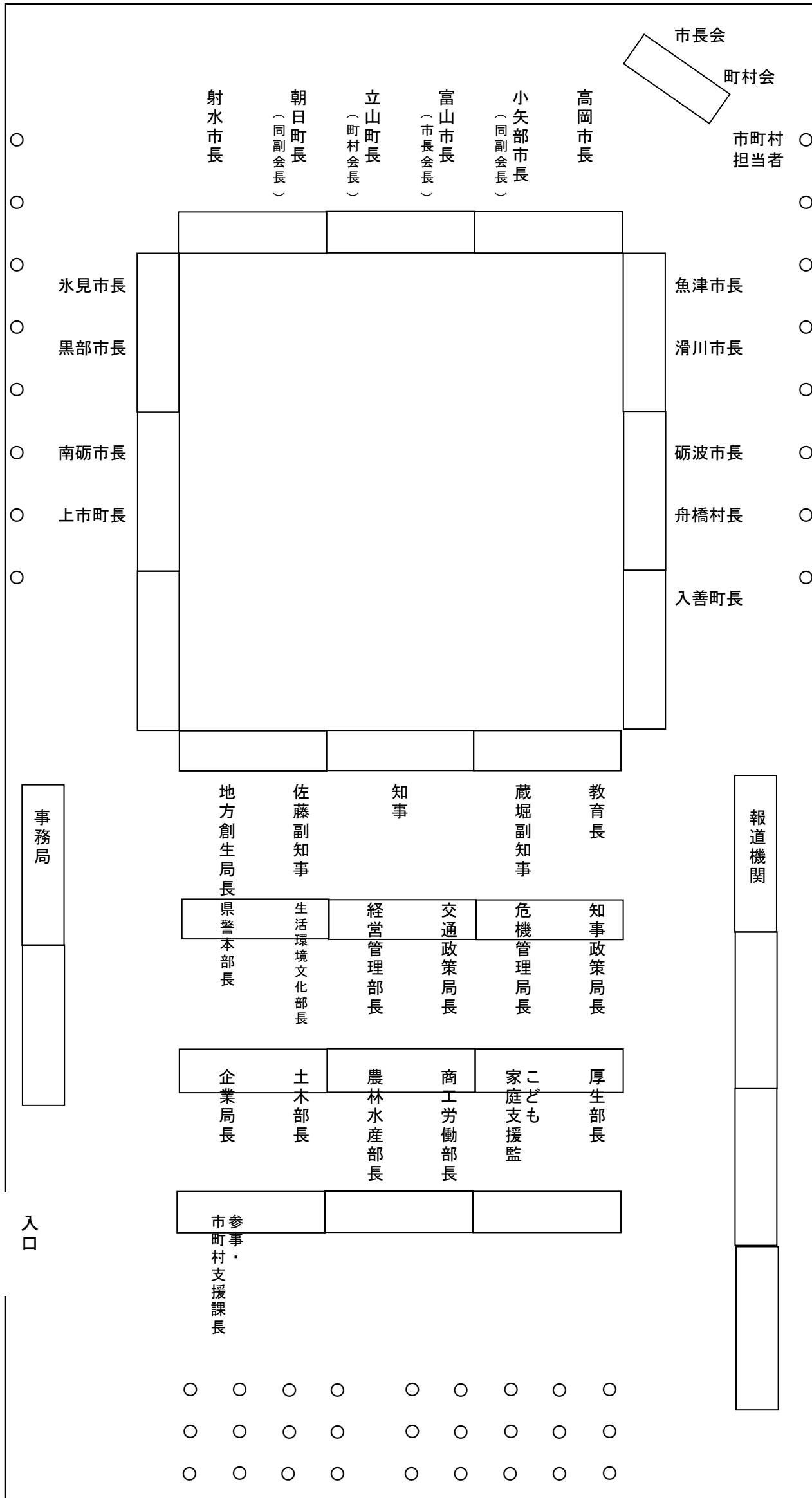
富山市長	藤井 裕久
高岡市長	角田 悠紀
射水市長	夏野 元志
魚津市長	村椿 晃
氷見市長	菊地 正寛
滑川市長	水野 達夫
黒部市長	武隈 義一
砺波市長	夏野 修
小矢部市長	桜井 森夫
南砺市長	田中 幹夫
舟橋村長	渡辺 光
上市町長	中川 行孝
立山町長	舟橋 貴之
入善町長	笹島 春人
朝日町長	笹原 靖直
市長会事務局長	牧田 栄一
町村会常務理事	利川 智

2. 県（18名）

知事	新田 八朗
副知事	蔵堀 祐一
副知事	佐藤 一絵
教育長	廣島 伸一
県警本部長	高木 正人
知事政策局長	川津 鉄三
危機管理局長	武隈 俊彦
地方創生局長	田中 雅敏
交通政策局長	田中 達也
経営管理部長	南里 明日香
生活環境文化部長	竹内 延和
厚生部長	有賀 玲子
こども家庭支援監	松井 邦弘
商工労働部長	山室 芳剛
農林水産部長	津田 康志
土木部長	金谷 英明
企業局長	牧野 裕亮
参事・市町村支援課長	林原 泰彦

令和6年度第4回「ワンチームとやま」連携推進本部会議 配席図

日時: 令和7年1月20日(月)16時~17時30分
 場所: 富山県民会館8階バンケットホール



連携事項名 災害対応・危機管理体制の連携・強化

資料1

提案市町村:全市町村

対象市町村:全市町村

県担当課:防災・危機管理課

◎ R6年度の取組み結果と今後の方向性

項目	令和6年度の取組み成果の概要等	令和7年度の取組み(案)
①防災意識の普及啓発の強化	<ul style="list-style-type: none">・防災士の養成及びスキルアップ研修による地域の防災リーダーとして防災意識の普及啓発をできる人材の育成・県や市町村の出前講座やイベントにおける相互の取組みの紹介	<ul style="list-style-type: none">・防災士の養成及びスキルアップ研修の実施・県民との防災対話、出前講座等の開催
②能登半島地震での課題に対する対応策の検討	<ul style="list-style-type: none">・県や市町村の課題についての対応策の協議及び実施・県や国の実証実験の結果や先進地の取組みを共有・対応策の地域防災計画への反映	<ul style="list-style-type: none">・適切な避難行動、避難所の環境改善や運営体制をそれぞれ検討する会議の開催・県・市町村・関係機関が一つになって災害対応に当たる体制を構築するためのワンチーム防災会議を開催
③県及び市町村の連携方法の確認・強化	<ul style="list-style-type: none">・県から市町村へのリエゾン派遣体制や、県と市町村の連携による県内及び県外市町村への応援体制「チームとやま」の構築・デジタル技術の活用等による情報共有の円滑化(災害対応時におけるWeb会議での情報共有)	<ul style="list-style-type: none">・県リエゾンと市町村の担当者の平時からの顔の見える関係の構築・「チームとやま」による円滑な被災地支援の実施に向けた県・市町村合同での職員研修及び訓練の実施
④県及び市町村の取組みの情報共有	<ul style="list-style-type: none">・アンケートや人流データの分析、解錠対策、実証事業等の県及び市町村の取組みの情報共有	<ul style="list-style-type: none">・県及び市町村が実施する取組みの内容及び成果について、ワンチーム防災会議や防災担当課長会議等における定期的な情報共有や意見交換を実施

令和6年度連携項目の主な取組み実績と成果について

連携項目名(施策) 災害対応・危機管理体制の連携・強化

概要

- 防災意識の普及啓発の強化
 - ・防災士の養成及びスキルアップ研修の実施による防災意識の普及啓発をできる人材の育成
- 能登半島地震での課題に対する対応策の検討
 - ・県や市町村の課題についての対応策の協議及び実施
 - 現状や課題を踏まえ、県の検証会議で災害対応検証報告書を取りまとめ
 - 県の地域防災計画への反映
- 県及び市町村の連携方法の確認・強化
 - ・県と市町村の情報共有・連携を円滑に行うための県リエゾンの派遣体制の構築
 - ・県と市町村の連携による県内及び県外市町村への応援体制「チームとやま」の構築
- 県及び市町村の取組みの情報共有
 - ・アンケートや人流データの分析、解錠対策、実証事業等の県及び市町村の取組みの情報共有

連携のポイント・成果

- 県と市町村の現状・課題を踏まえた災害対応検証報告書の取りまとめ
- 県リエゾン、「チームとやま」の体制整備による県と市町村の連携強化

連携事項名 こども・子育て施策の連携・強化

提案市町村:高岡市、射水市、魚津市、砺波市、南砺市、県

対象市町村:全市町村

県担当課:こども家庭室

◎ R6年度の取組み結果と今後の方向性

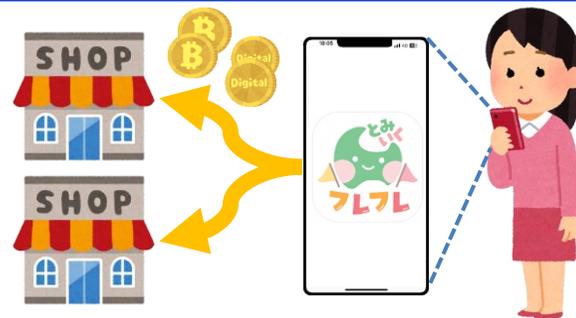
項目	令和6年度の取組み成果の概要等	令和7年度の取組み(案)
こどもまんなか社会の実現に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none">・「こどもの権利に関する条例(仮称)」の制定に向けた協議・小・中学生を対象とした「こどもの意見表明交流会」の開催(8月)・こども県政モニターの実施(10月～R7年2月)	<ul style="list-style-type: none">・「こどもの権利に関する条例(仮称)」の制定に向けた協議、普及啓発活動・県・市町村が連携したこどもの意見を聴く機会の創出、施策への反映
出産・子育て支援	<ul style="list-style-type: none">・子育て支援アプリを活用した「とみいくデジタルポイント」の運用開始(10月～)・県こども医療費助成の拡充、未就学児のインフルエンザ予防接種助成の移管等の協議・県下全域での第三子以降の保育料の完全無償化(4月～)・潜在保育士確保に向けた保育補助者雇用促進事業の実施(4月～)・病児・病後児保育の広域受入体制の運用開始(7月～)	<ul style="list-style-type: none">・県・市町村が連携した子育て支援事業の推進・県こども医療費助成の拡充等の実施(R7年4月～)・第三子以降の保育料の完全無償化等保育料軽減事業の実施・県・市町村が連携した保育士等人材確保事業の推進・病児・病後児保育の広域受入の利用状況や課題等の共有、ICT化の推進
様々な困難を抱えるこどもへの支援	<ul style="list-style-type: none">・こども食堂応援事業の実施(12月末:75箇所)・こどもの居場所づくり支援事業の実施(4月～)・こどもの総合的な相談支援を行う「県こども総合サポートプラザ」(R7年4月開設予定)と市町村相談支援機関との連携について協議・ヤングケアラー支援対策事業の実施(4月～)	<ul style="list-style-type: none">・県・市町村が連携したこども食堂への支援・県・市町村が連携したこどもの居場所づくりへの支援・県こども総合サポートプラザと市町村相談支援機関の連携・県・市町村が連携したヤングケアラー支援対策事業の実施

令和6年度連携項目の主な取組み実績と成果について(こども・子育て施策の連携・強化)

連携項目名(施策) 出産・子育て支援

概要

- 妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援の充実強化
 - ・ とみいくデジタルポイント制度の運用開始(10月～)
 - ・ 県こども医療費助成の拡充、未就学児のインフルエンザ予防接種助成の移管等の協議
 - ・ 第三子以降の保育料の完全無償化(4月～)
 - ・ 保育所等緊急支援カウンセラー派遣事業の実施(6月～)
 - ・ 病児・病後児保育の広域受入体制の運用開始(7月～)



とみいくデジタルポイントの配布



第三子以降の保育料完全無償化

連携のポイント・成果

- 1歳半時の「とみいくデジタルポイント」配布に向けた連携
- R7年度実施に向けた、こども医療費助成の拡充、未就学児インフル予防接種助成の移管について協議・合意
- 県下全域での第三子以降の保育料の完全無償化に向けた連携
- 病児・病後児保育の広域受入体制の運用に向けた仕組みづくり

令和6年度連携項目の主な取り組み実績と成果について(こども・子育て施策の連携・強化)

連携項目名(施策) 様々な困難を抱えるこどもへの支援

概要

- こどもの居場所づくり(サードプレイス)の促進
 - ・ 県と市町村が連携し、民間団体が運営するこども食堂やこどもの居場所における立上げ経費や特色ある取組みに要する経費への支援(4月~)
- こどもの相談支援の推進
 - ・ 県こども総合サポートプラザと市町村相談支援機関との連携について協議
- ヤングケアラーへの支援
 - ・ 県と市町村が連携し、ヤングケアラー支援対策事業の実施(4月~)



県こども総合サポートプラザ
(令和7年4月開設予定)



ヤングケアラー普及啓発用カード

連携のポイント・成果

- こども食堂やこどもの居場所づくりの拡充促進に向けた連携
- 県こども総合サポートプラザと市町村相談支援機関との連携
- ヤングケアラー支援ガイドラインやヤングケアラーに関するチラシ・カードの配布等による普及啓発、研修会の開催やヘルパー派遣等への支援

こどもの権利に関する条例(仮称)の制定について

1 条例制定の趣旨

- こどもは、未来を切り拓く希望の光で、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在
- こどもは、周りの人たちに愛され、信頼されることにより、自分に自信を持ち、夢や希望を持ちながら安心して健やかに育つことができる。
- 一方で、核家族化の進行や共働き世帯の増加などの社会環境の変化がこどもに様々な影響を与え、いじめ、虐待、貧困、ヤングケアラー、インターネットを通じたトラブルの問題など、こどもを取り巻く状況が厳しさを増している。
- こうした問題を相談できずに悩んでいるこどもの負担感や孤立感を社会全体で解消し、こどもの権利が守られる環境づくりが求められている。

未来を担う全てのこどもが権利を保障されながら、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送り、健やかに成長することができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、条例を制定する。

2 条例素案の主なポイント

- 全てのこどもが幸せに暮らし、健やかに成長できる「こどもまんなか社会」の実現
- こどもにとって大切な権利の具現化
- 困難な状況にあるこどもへの相談支援体制の充実
- こども等からの意見の聴取及び施策への反映
- 社会全体でこどもを育み支える環境づくり
- こどもに対する権利侵害を救済する機関の設置

3 こども等からの意見聴取

- 小学生、中学生、高校生、若者（20代）から条例素案について意見募集
- こども・若者支援関係団体、大学生、児童養護施設等からの意見聴取
- ワンチームとやまWG等において、県・市町村・市町村教育委員会関係課との協議
- 今後、ワークショップ等の開催を検討中

こどもの権利に関する条例(仮称)素案の概要

第1章 総則

【目的(第1条)】

- この条例は、こどもの健やかな成長を支援するための基本理念及びこどもにとって大切な権利を定め、県、保護者、学校関係者等、こどもの支援を行う民間団体、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、こどもまんなか社会を実現するためのこどもの支援の基本となる事項を定めることにより、こどもの支援のための施策を総合的に推進し、もって社会全体でこどもの権利を尊重し、こどもの視点に立ち、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、こどもの意見を施策に反映することで、未来を担う全てのこどもが権利を保障されながら、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送り、健やかに成長することができる社会(こどもまんなか社会)の実現することを目的とする。の健全な育成を図る事業を行う者をいう。

【定義(第2条)】

- 「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、こどもの支援の対象となるこどもの範囲は、支援ごとに定めるものとする。
- 「こどもの支援」とは、①こどもの健やかな成長に対する支援②こどもの健やかな成長を支える者への支援をいう。
- 「保護者」とは、こどもを現に監護する者をいう。
- 「学校関係者等」とは、①学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉施設その他これらに類する施設の関係者②こどもに対し、授業の終了後又は休日遊び又は生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う者をいう。

【こどもにとって大切な権利(第4条)】

- 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、性別、障害その他こども又はその家庭を理由としたあらゆる差別や不利益を受けることがないこと。
- 命が守られ、かけがえのない存在として、愛情と理解をもって大切に育てられること。
- いじめ、虐待など、あらゆる暴力を受けないこと。
- 気軽に相談し、適切な支援を受けることができること。
- 健康な生活ができ、医療、教育、生活への支援などを受けることができること。
- 自分の気持ちや考えを自由に表明することができ、尊重されること。
- 自分の成長に役立つ必要な情報提供を受けて、社会に参加することができること。
- 遊ぶこと、学ぶこと、食べること、心や体を休めること、様々な人や自然とのふれあい、文化、芸術、スポーツ、社会体験活動ができること。
- 安心して過ごすことができる居場所があること。
- 誰一人取り残されることなく安心して夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦することができるよう、社会全体で温かく見守られ、支えられること。
- こどもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重しなければならない。
- こどもの健やかな成長を支える者は、こどもの権利が侵害されていないか注意深く見守るよう努める。

【基本理念(第3条)】

- すべてのこどもについて、一人の人間として権利があり、個人として尊重され、その基本的な権利が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにするなど、こどもの有する権利が尊重され、擁護されること。
- すべてのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されることなど、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育を受ける機会が等しく与えられること。
- すべてのこどもについて、その年齢や発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- すべてのこどもについて、その年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- こどもが心身ともに健やかに成長することができるよう、国、県、市町村、こどもの健やかな成長を支える者、事業者及び県民が相互に連携し、及び協力して、社会全体でこどもを支えるための取組を推進すること。

【役割等(第5条～第11条)】

- 県は、こどもの健やかな成長を支える者による主体的かつ自主的なこどもの支援のための取組を尊重しつつ、こどもの支援のための施策を策定し、及び実施する。
- 県は、こどもの支援のための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行うこどもの支援のための施策に協力する。
- 保護者は、こどもの健やかな成長の第一義的責任を有することを認識し、こどもが生活のために必要な習慣を身に付けられるようにするとともに、心身の健やかな成長を図るよう努める。
- 県、学校関係者等及びこどもの支援を行う民間団体は、保護者とともに、こどもの成長を見守り、心身の健やかな成長を図るよう努める。
- 学校関係者等は、学校、児童福祉施設等におけるこどもの安全を確保するとともに、こどもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努める。
- こどもの支援を行う民間団体は、多様な学びや遊び、体験活動等の機会に接することができる居場所づくりなどを通じて、こどもの健やかな成長を支えるように努める。
- 事業者は、その雇用する労働者が、そのこどもに接する時間を十分に確保し、職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努める。
- 県民は、こどもの支援のための施策について関心を持ち、及び理解を深め、こどもが安全に安心して暮らしていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努める。

第2章 こどもまんなか社会を実現するためのこどもの支援の基本となる事項

第12条 こどもの権利の普及啓発及び社会的気運の醸成

第14条 こども等からの意見聴取及び施策への反映

第16条 こどもの社会参加の促進及び社会全体でこどもが意見表明しやすい環境づくり

第13条 相談支援体制の充実

第15条 こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供

第17条 こどもの居場所づくりの促進

第3章 こどもに対する権利侵害の救済等

第18条 富山県こども支援委員会(仮称)の設置

第19条 権利侵害の救済

連携事項名 観光再始動に向けた受入体制整備

提案市町村:射水市、県

対象市町村:全市町村

県担当課:観光振興室

◎ R6年度の取組み結果と今後の方向性

項目	令和6年度の取組み成果の概要等	令和7年度の取組み(案)
インバウンド対応を含む受入環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」モデル観光地 →富山を含む北陸エリアとして採択(R5.3) インバウンド高付加価値旅行者誘客に携わる国内外のエージェントへのヒアリングやセールス、北陸エリアへのファミトリップ、商談会参加、地域の現状や課題調査等を実施 観光庁補助事業等の活用(例:特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業) <ol style="list-style-type: none"> 富山県「祭りて富山を元気に!」、②富山県「特別な場所での特別な体験!建設史に残る偉業と難工事の歴史を辿るツアー」、③(一社)射水市観光協会(内川ナイトクルーズ等)など 	<ul style="list-style-type: none"> 観光庁「高付加価値なインバウンド観光地」事業において、インバウンド高付加価値旅行者の誘客を推進 観光庁補助事業等を活用し、インバウンド対応を含む受入環境整備を実施 <p>(例)デジタル技術の活用や多言語化(案内板、メニュー)、県内周遊の促進等を支援)</p>
観光資源の磨き上げ・旅行商品造成	<ul style="list-style-type: none"> 観光庁補助事業等の活用 市町村、DMOと連携して北陸DCに向けた観光素材の磨き上げ、旅行会社等へ提案 	<ul style="list-style-type: none"> 北陸DCを契機に磨き上げた観光素材の定着と更なる利用促進 とやま観光推進機構と市町村の連携による新たな観光素材の磨き上げ
情報発信の促進	<ul style="list-style-type: none"> 北陸DC(10月~12月)オープニングイベント(10/5、6 加賀市)、グルメイベント(11/3、4 氷見市) Japanese Beauty Hokurikuキャンペーン(1月~3月) 北陸観光PR会議(6月、9月)、三大都市圏でのJRと連携したPRイベント 海外の旅行博等への出展(台湾、韓国、香港、中国、シンガポール、タイ、インド、イギリス、フランス) 市町村や観光協会も使用可能な宣材写真の制作(4~6月)、活用 フライヤー(ミニ冊子)の制作、活用 	<ul style="list-style-type: none"> 北陸DC等の効果を継続させるためアフターDCとも連動した効果的な情報発信 海外の旅行博等への出展、インバウンド向け観光公式サイトやSNSでの積極的な情報発信 <p>(例)・メディア向けPR会議等の実施 ・市町村や観光協会も活用可能な宣材写真の活用 ・パンフレット及びPR素材の提供</p>
効果的な旅行商品の販売体制(海外向けOTAなど)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者向けセミナーの実施による好事例等の共有 引き続き海外向けOTA掲載に向け、市町村から推薦された7事業者の伴走支援を実施 外国人によるモニターツアーの実施(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5~6年度の2年で一定の掲載実績が確保されたことから、各事業者におけるインバウンド向け旅行商品のブラッシュアップ、横展開を推進 <p>(例)観光事業者によるインバウンド向け旅行商品のブラッシュアップ等を支援</p>

令和6年度連携項目の主な取組み実績と成果について

連携項目名(施策) 観光再始動に向けた受入体制整備

概要

●インバウンドを含む受入環境整備

- ・観光庁「高付加価値なインバウンド観光地づくり」モデル観光地事業：インバウンド高付加価値旅行者誘客に携わる国内外のエージェントへのヒアリングやセールス、北陸への招聘等
- ・観光庁補助事業等を活用した受入環境整備（国補助33件、県補助54件）

●観光資源の磨き上げ・旅行商品造成

- ・磨き上げ・造成した観光素材や、情報発信ツール（宣材写真等）の活用

●情報発信の促進

- ・北陸DCにおけるJRグループと連携した大規模広告（全国のJR駅でのポスター掲出、DCガイドブック配架）、北陸DCイベントなど市町村とタイアップした効果的な情報発信を実施
- ・イベント、出向宣伝、物産展等（県・市町村計234件）

●効果的な旅行商品の販売体制構築

- ・インバウンド向け商品の造成（7件）、セミナー（11人）、海外OTAで試験的に販売



北陸グルメイベント（11/3～4）



北陸DC5連ポスター

連携のポイント・成果

- 北陸DCにおいて、県・市町村・DMOが連携して造成した旅行商品や観光施設の情報を全国へPRし、効果的な誘客を実施
- 高付加価値旅行者の誘客に向けた観光地域づくりの実施や、海外での共同プロモーション

令和7年度の連携推進項目（案）

1年間（年度）を通して、県と市町村が連携して取り組むべき重要事項についてワーキンググループ等での議論を踏まえて本部会議で協議

区分	R6	R7（案）	備考
○新 人口減少対応（移住・定住施策）	—	○ 新規	
災害対応・危機管理体制の連携・強化	○	○ 継続	引き続き、県・市町村がワンチームとなって取り組みを推進し、災害対応・危機管理体制の連携・強化を図ることが必要
こども・子育て施策の連携・強化	○	○ 継続	引き続き、県・市町村がワンチームとなって、こども・子育て施策に関して協議を行うことが必要
観光再始動に向けた受入体制整備	○	○ 継続	北陸新幹線敦賀開業や北陸DCの効果を持続させるとともに、インバウンド誘客の強化や高付加価値化への対応など、引き続き県・市町村がワンチームとなって施策を進めることが必要

「新時代とやまハイスクール構想（仮称）」

基本方針（素案）【概要版】

～学びたい、学んでよかったと思える県立高校づくり～

I. 令和20年度までに実現を目指す県立高校の姿

1. 県立高校を取り巻く状況の変化

《社会の変化》

- 科学技術やグローバル化の進展
- 人口減少の進行など

《大学の変化》

- 入試方法の多様化

《生徒の変化》

- 興味・関心、進路希望の多様化
- 多様な教育ニーズへの対応
(不登校生徒、外国籍生徒、特別支援教育など)

今後の予測が困難な
「新時代」の到来



これまでの実績を踏まえ
県立高校における
教育のあり方
を考える必要がある。

2. 県立高校の基本目標

基本
目標

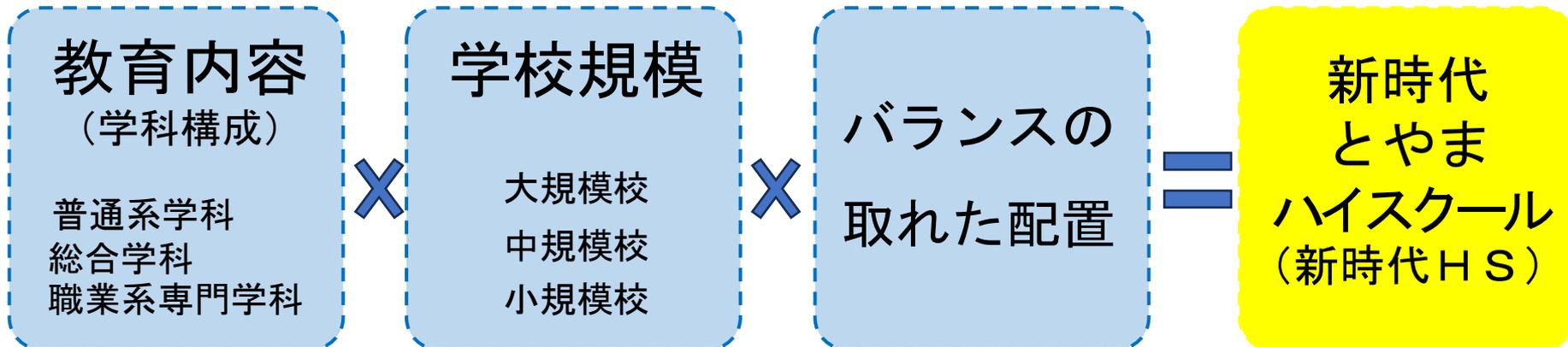
「新時代」に適応し、未来を拓く人材の育成

予測困難な時代において、生徒が社会の変化やニーズを的確に読み取り、様々な人々と協働して社会参画できるよう、個別最適な学びと協働的な学びを組み合わせながら、生徒一人ひとりの生きる力とレジリエンスを育み、「ウェルビーイング」の向上を図る。

3. 新時代とやまハイスクール構想(仮称)

(1) 新時代とやまハイスクール(仮称)の開設

- 基本目標を実現するため、現在の全ての県立高校(全日制)を再構築して新たな学校を開設



(2) 教育内容（学科構成）

区 分		教育内容	中高 一貫	バカ レア※2	外国 人枠	全国 募集
普 通 系 学 科	①スタンダード	共通教科の学習が主体				
	②STEAM ※1	探究活動や教科横断的な学びを実践	○			
	③グローバル	国際感覚をもって海外と関わる人材の育成	○	○		○
	④未来創造	スポーツや芸術文化、データサイエンスを重点的に学習、部活動の強化				○
	⑤地域共創	地域の企業や高等教育機関と連携した教育活動				○
	⑥エンパワーメント （自己発見）	基礎学力の習得を習得し、自己肯定感を高め、生きる力を育成			○	
⑦総合学科	キャリア教育を通して進路希望を明確化、普通教育と専門教育の選択履修が可能			○		
⑧職業系専門学科	各分野で即戦力となるスペシャリストを育成					

※1「STEAM」 Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Arts(リベラル・アーツ)、Mathematics(数学)の5分野の学習により、問題発見・問題解決に生かしていくための教科横断的な教育

※2「バカロレア」=国際バカロレア認定校 国際的に通用する大学入学資格（IB資格）が取得可能な教育プログラム

(3) 学校規模

学校規模	大規模校 (1学年400~480人)	中規模校 (1学年200~240人)	小規模校 (1学年120人以下)
設置のねらい	<ul style="list-style-type: none">令和20年度以降も見通した拠点校として設置複数の学科が設置され、多様な考え方に接することで、他者と協働して社会参画できる力をより高める。	<ul style="list-style-type: none">現在の平均的な学校規模より大きくすることで、教員配置及び開設科目、部活動の数等を充実させ、生徒の選択肢の幅を広げる。	<ul style="list-style-type: none">小規模校ならではの特色ある教育活動を展開長期的なニーズ、通学時間も踏まえ地域バランスなどに配慮し、生徒の選択肢を確保
施設等	<ul style="list-style-type: none">拠点校として長期的に使用することなどを考慮し、新築等に対応する。	<ul style="list-style-type: none">現在の高校施設の活用を基本としつつ、必要に応じて施設設備の改修等を行う。	<ul style="list-style-type: none">現在の高校施設の活用を基本とする。

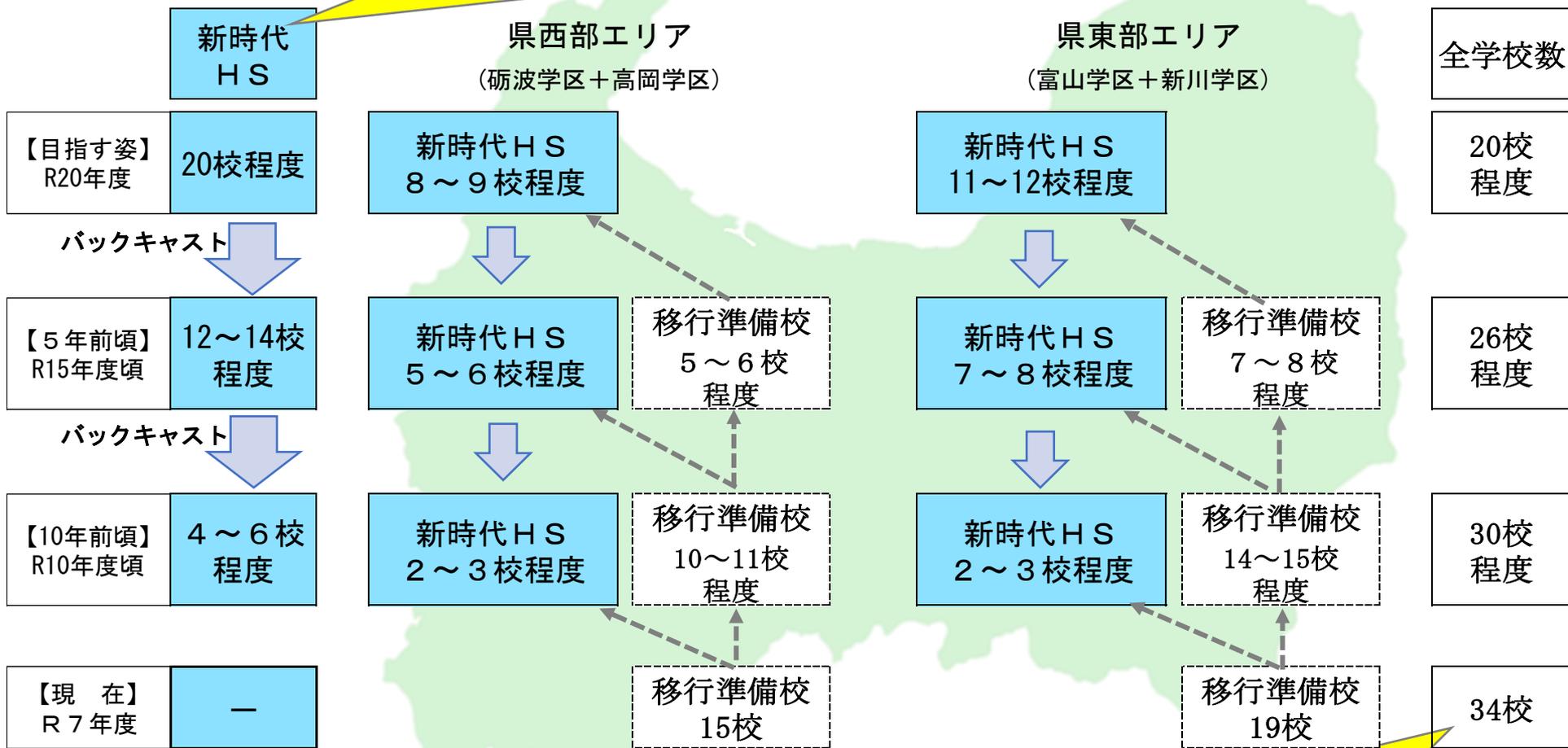
(4) 教育内容（学科構成）と学校規模の組合せ、配置数の目安

		大規模校				中規模校					小規模校		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	
普通 系 学 科	①スタンダード	○	○	○			○		○				
	②STEAM	○		○		○							
	③グローバル	○		○		○							
	④未来創造	○	○	○			○				○		
	⑤地域共創	○	○	○			○				○		
	⑥エンパワーメント （自己発見）						○	○					
	⑦総合学科							○					
	⑧職業系専門学科		○	○	○				○	○		○	
令和20年度の 配置数目安	全県 （20校程度）	募集定員目安 4,200人程度 ※	2～3校				13～15校					3～4校	
	県東部エリア （11～12校程度）	募集定員目安 2,520人程度 （60%）※	1～2校				8～10校					1～2校	
	県西部エリア （8～9校程度）	募集定員目安 1,680人程度 （40%）※	1校				5～6校					1～2校	

※ 募集定員目安は、現行の公私比率70.8%で試算した。

Ⅱ. 「目指す姿」から逆算的に考える「配置の姿」

- ①令和20年度に20校程度の新時代HSを設置
- ②バックキャストでその5年前頃、10年前頃までに目指す「配置の姿」を描く。



- ③現在の全ての県立高校(全日制)を「移行準備校」に位置付け、学科改編等の準備を進める。

Ⅲ. 「目指す姿」の実現に向けた検討方針

	R7年度	R10年度頃	R15年度頃	R20年度頃
1. 新時代HSの開設、既存高校の再編統合	<p>検討組織の設置</p>	<p>第1期 4～6校程度開設</p> <p>新時代HS 4～6校程度</p>	<p>第2期 6～10校程度開設</p> <p>新時代HS 12～14校程度</p>	<p>第3期 6～8校程度開設</p> <p>新時代HS 20校程度</p>
2. 学科・コースの改編等	<p>開設方針決定</p>	<p>新時代HS開設に伴う学科・コースの改編</p>		
	<p>直ちに取り組む学科等の魅力化</p>			
3. 様々なタイプの学校・学科の開設	<p>(1) 中高一貫校の検討（～準備～開設）</p> <p>(2) その他の検討・方針決定（～開設準備～開設）</p>			
4. 施設・設備等の整備	<p>(1) 大規模校の設置方針決定～整備構想策定～計画策定～工事～開設</p> <p>(2) 中・小規模校となる既存施設の長寿命化等検討～計画策定～工事～開設</p> <p>(3) 不使用となった校舎等、跡地の有効活用の検討</p>			
5. 活力ある学校・組織づくり	<p>(1) 民間人材の活用等、教育効果を高める学校運営の検討・実施</p> <p>(2) 教員のウェルビーイングの向上、教員確保のための環境整備</p>			

令和6年度

- 基本方針（素案）に関する、幅広い意見を聴取
（地域の教育を考える「ワークショップ」、「意見交換会」など）
- 今年度中に基本方針を策定

令和7年度

- 「新時代とやまハイスクール構想検討会議（仮称）」を設置

《検討内容》

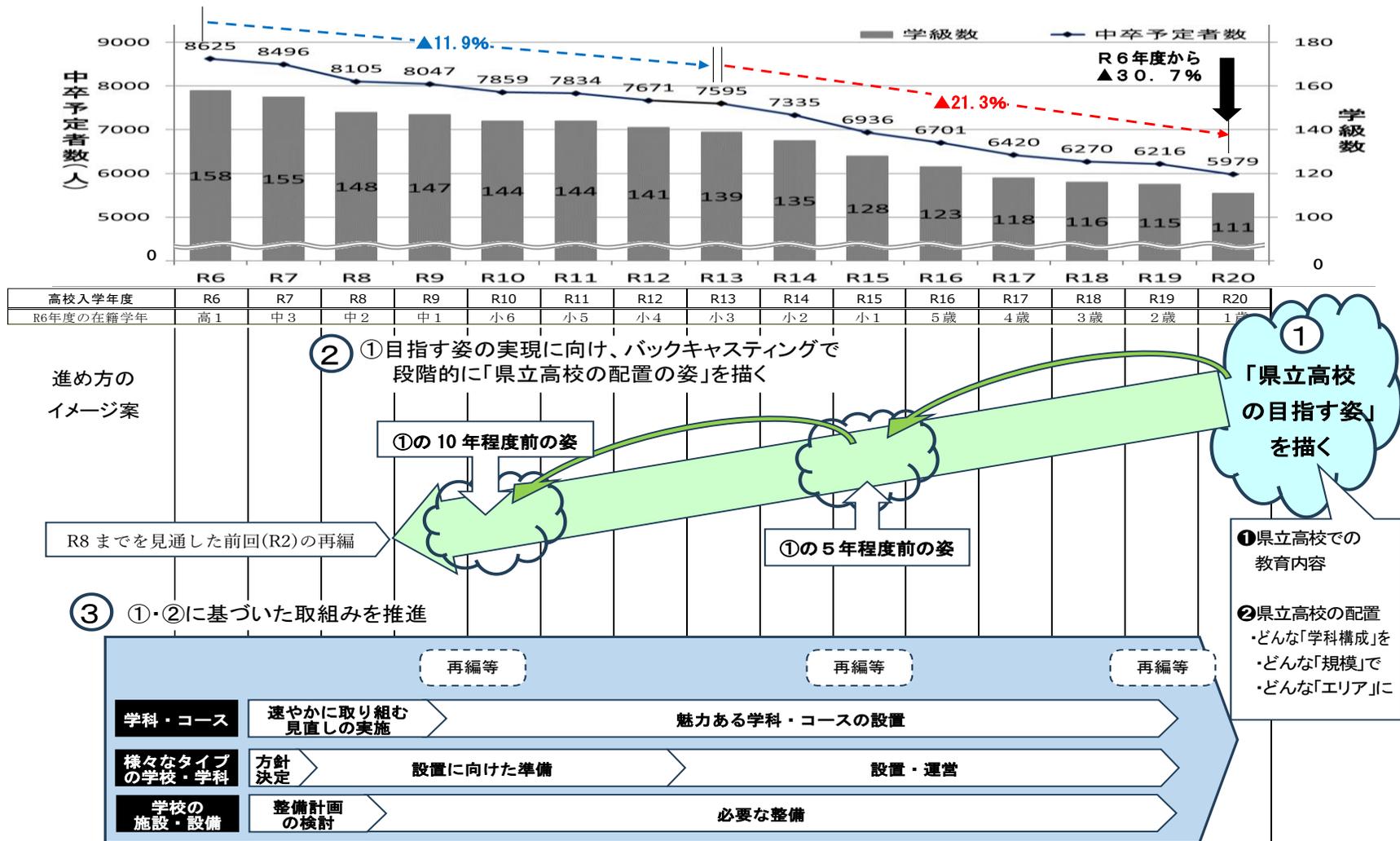
- ① 大規模校の設置方針（学科構成、設置場所など）
- ② 各期に開設する新時代HSの方向性
- ③ 第1期校の開設方針と各校の教育内容等
- ④ 第1期校の開設に必要な再編統合

「新時代とやまハイスクール構想（仮称）」基本方針（素案）

～学びたい、学んでよかったと思える県立高校づくり～

県立高校のあり方検討の進め方

- ・本県における中学校卒業予定者数は年々減少しており、現在1歳の子どもが高校へ入学する令和20年度には現在より3割以上も減少する見込となっている。
- ・こうした状況を踏まえ、今後の県立高校のあり方については、将来どのような教育を提供するのか明らかにして検討すべきというご意見が多かったことから、
 - ①まずは、将来(令和20年度)の県立高校の教育内容、学科構成、学校規模の組合せと配置など「目指す姿」を描き、
 - ②その5年前頃や10年前頃の「配置の姿」をバックキャストिंगで考えたうえで、
 - ③各段階に必要な「再編等」の取組みを推進していくこととした。



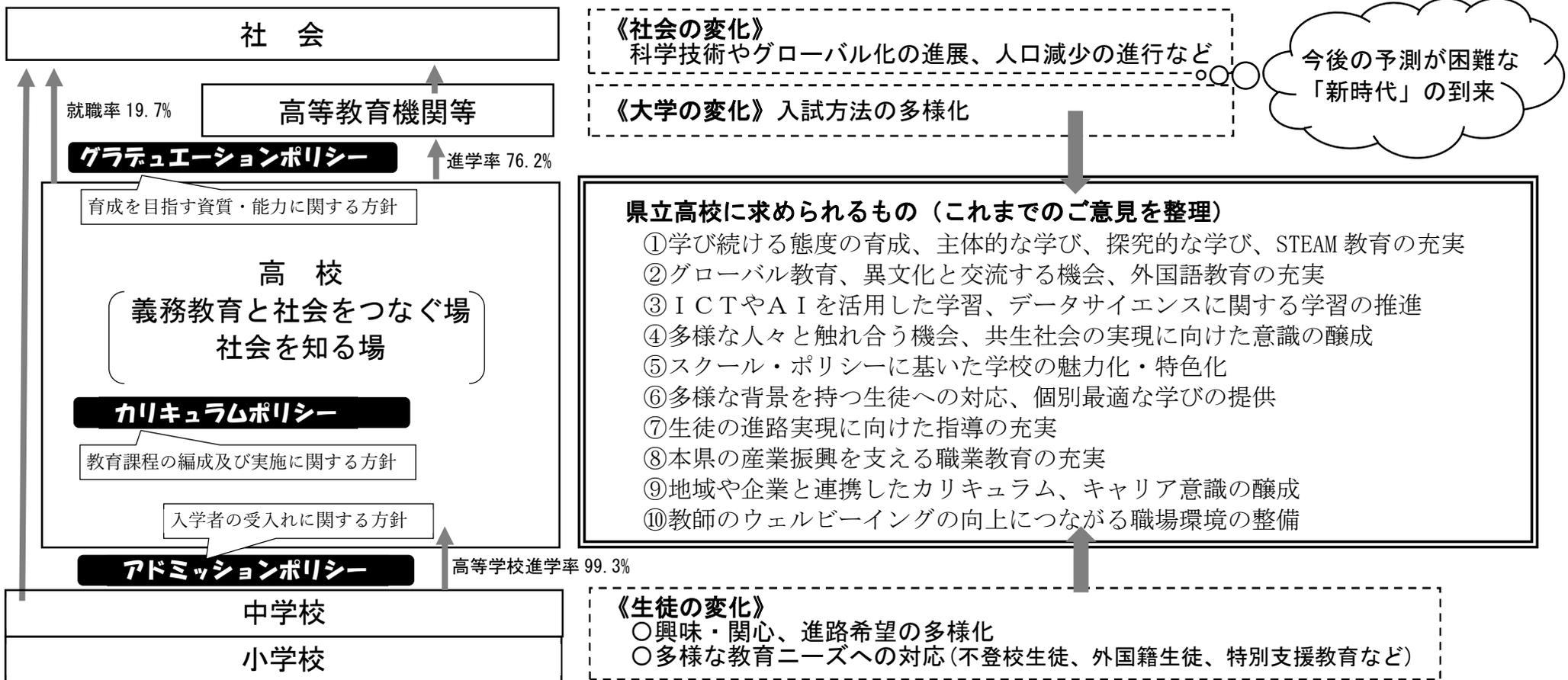
目次

I. 令和 20 年度までに実現を目指す県立高校の姿	
1. 県立高校を取り巻く状況の変化	1
2. 県立高校の基本目標	2
3. 新時代とやまハイスクール構想(仮称)	
(1) 新時代とやまハイスクール(仮称)の開設	2
(2) 教育内容(学科構成)	3
(3) 学校規模	4
(4) 教育内容(学科構成)と学校規模の組合せ、配置数の目安	5
II. 「目指す姿」から逆算的に考える「配置の姿」	6
III. 「目指す姿」の実現に向けた検討方針	7
1. 新時代HSの開設、既存高校の再編統合の検討方針	8
2. 学科・コースの改編等の検討方針	9
3. 様々なタイプの学校・学科の設置の検討方針	10
4. 施設・設備等の整備の検討方針	11
5. 活力ある学校・組織づくり	11
6. その他	11

I. 令和20年度までに実現を目指す県立高校の姿

1. 県立高校を取り巻く状況の変化

- ・これまで本県においては、生きる力を育む豊かな自然や教育熱心な県民性、熱意と使命感のある教員など、教育を支える恵まれた土壌のもと、児童・生徒の個性や能力を育む熱心な教育活動が展開され、「教育県」として高く評価されてきた。
- ・こうした中、近年、科学技術やグローバル化の進展、人口減少の進行など社会は大きく変化してきており、また、生徒の興味・関心や進路希望の多様化、不登校生徒や外国籍生徒等の多様な教育ニーズへの対応も必要になるなど、教育を取り巻く環境は既に「新時代」を迎えたと言える。
- ・今後さらにあらゆる面で予測が困難になる「新時代」において、これまでの教育実績を踏まえながら、県立高校における教育のあり方を考える必要がある。



進学率、就職率は令和5年度学校基本調査によるもの

2. 県立高校の基本目標

- ・社会や生徒を取り巻く現状を踏まえ、令和20年度までに実現を目指す県立高校の基本目標を定める。
- ・この基本目標を実現するため、現在の全ての県立高校(全日制)を再構築して新たな学校を開設する「新時代とやまハイスクール構想(仮称)」を進める。

基本目標

「新時代」に適応し、未来を拓く人材の育成

予測困難な時代において、生徒が社会の変化やニーズを的確に読み取り、様々な人々と協働して社会参画できるよう、個別最適な学びと協働的な学びを組み合わせながら、生徒一人ひとりの生きる力とレジリエンスを育み、「ウェルビーイング」の向上を図る。

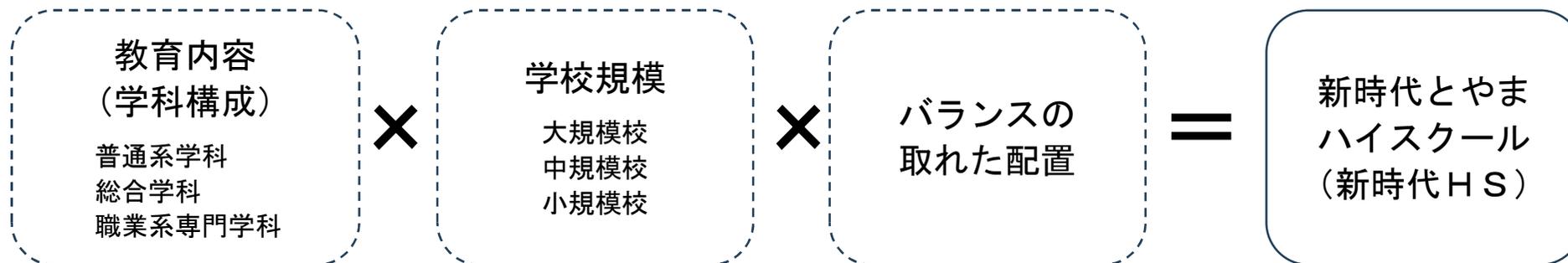
全ての県立高校(全日制)を再構築し
新しい学校を開設する

「新時代とやま
ハイスクール
構想(仮称)」

3. 新時代とやまハイスクール構想(仮称)

(1) 新時代とやまハイスクール(仮称)(以下「新時代HS」という。)の開設

- ・新時代HSは、基本目標の実現に必要と考えられる教育内容(学科構成)を組み合わせた大規模・中規模・小規模の学校で構成する。
- ・人口減少・少子化が進む中においても、生徒に多様な選択肢を提供できるよう、それぞれ特色のある新時代HSを県内にバランスよく配置し、全ての生徒にとって、「学びたい、学んでよかったと思える県立高校づくり」を推進する。



(2) 教育内容（学科構成）

- ・新時代HSで行う主な教育内容を8つに区分する。
- ・また、県立高校教育振興検討会議の提言で示された「様々なタイプの学校・学科」との親和性を整理する。

区分	教育内容	必要となる教育課程等	「様々なタイプの学校・学科等」との親和性			
			中高一貫 教育校	国際バカレア 認定校等	外国人生徒 特別枠	全国募集
普通系 学科	①スタンダード	共通教科の学習を主体として、学校の状況やスクール・ポリシーに応じた教育課程の編成				
	②STEAM※	卒業後の高等教育機関での研究等を視野に入れた探究活動や教科横断的な学びを実践し、問題解決能力や創造力を育む。	○			
	③グローバル	国際感覚を持って海外と関わる人材を育成するためのグローバル教育を実践する。	○	○		○
	④未来創造	スポーツや芸術文化、データサイエンスなど特色ある普通系専門科目を重点的に学び、部活動の強化も図る。				○
	⑤地域共創	地域の企業や高等教育機関等と連携した教育活動を展開するなど、独自性のある教育を実践する。				○
	⑥エンパワーメント （自己発見）	様々な理由から義務教育の内容について学習不足である生徒等が、基礎学力を習得し、自己肯定感を高め、生きる力を育むことができる教育を実践する。			○	
⑦総合学科	入学後のキャリア教育等を通して、自身の進路希望を明確にし、進路に合った学びを提供する。 普通教育と専門教育を選択履修することができる。	複数の専門科目の開設			○	
⑧職業系専門学科	進路を見据え、1年次から職業系の特定専門科目を履修し、各分野で即戦力となるスペシャリストを育成する。	デュアルシステム等の特別プログラムの実施				

※STEAM Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Arts(リベラル・アーツ)、Mathematics(数学)の5分野の学習により、問題発見・問題解決に生かしていくための教科横断的な教育

(3) 学校規模

- ・新時代HSは、大規模校、中規模校、小規模校で構成し、それぞれのメリットを活かした学校づくりを行う。

学校規模	大規模校 (1学年 400~480人)	中規模校 (1学年 200~240人)	小規模校 (1学年 120人以下)
設置のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・令和20年度以降も見通した拠点校として大規模を設置する。 ・複数の学科が併設され、多くの科目から選択履修でき、多様な考え方に接することで他者と協働して社会参画できる力をより高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の平均的な学校規模より大きくすることで、教員配置及び開設科目、部活動の数等を充実させ、生徒の選択肢の幅を広げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模校ならではの特色ある教育活動を展開する。 ・長期的なニーズや、通学時間の観点も踏まえた地域バランスなどに配慮し、生徒の選択肢を確保する。
施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の展開等を考えると、現在の高校施設では運営が難しいこと、令和20年度以降も見据え、県内の拠点校として長期的に使用することなどを考慮し、新築等に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の高校施設の活用を基本としつつ、必要に応じて施設設備の改修等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の高校施設の活用を基本とする。

(4) 教育内容（学科構成）と学校規模の組合せ、配置数の目安

- ・学校規模ごとのねらいを考慮し、学科構成パターンを設定する。
- ・現行の公私比率をベースとして、令和20年度における県全体の募集定員は4,000～4,500人程度を見込むとともに、1校あたりの平均募集定員はそれ以降の生徒数の減少を見越して、現在(約180人)より多い200～220人程度に設定する。
- ・これにより学校数は、全県で20校程度を目安とする。
- ・全ての学校を再構築して新しい学校を開設することとし、より広い範囲での学科改編が可能となるよう、配置は東西2つのエリアで検討する。

学校規模		大規模校 (1学年400～480人)				中規模校 (1学年200～240人)					小規模校 (1学年120人以下)	
学科の構成パターン		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
学科	普通系学科	①スタンダード	○	○	○		○		○			
		②STEAM	○		○		○					
		③グローバル	○		○		○					
		④未来創造	○	○	○			○				○
		⑤地域共創	○	○	○			○				○
		⑥エンパワーメント (自己発見)						○	○			
	⑦総合学科							○				
	⑧職業系専門学科		○	○	○				○	○		○

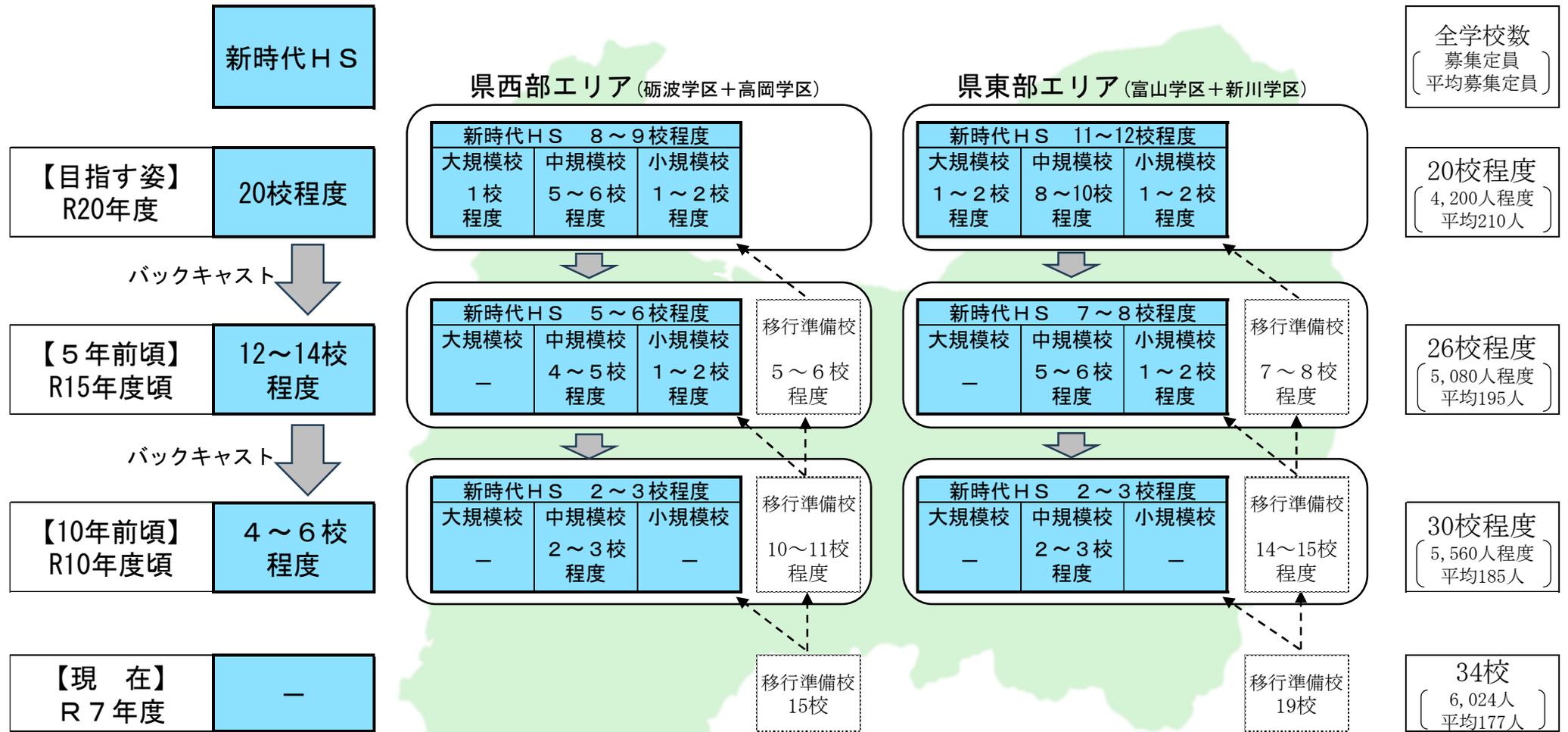
全県 (20校程度)	募集定員目安※2 4,200人程度	2校	0～1校	7～8校	2校	2校	2～3校	3～4校
		2～3校		13～15校				
県東部エリア※1 (11～12校程度)	募集定員目安※2 2,520人程度 (60%)	1～2校		8～10校			1～2校	
県西部エリア※1 (8～9校程度)	募集定員目安※2 1,680人程度 (40%)	1校		5～6校			1～2校	

※1 県東部エリア(新川学区、富山学区)、県西部エリア(高岡学区、砺波学区)

※2 募集定員目安は、現行の公私比率70.8%で試算した。

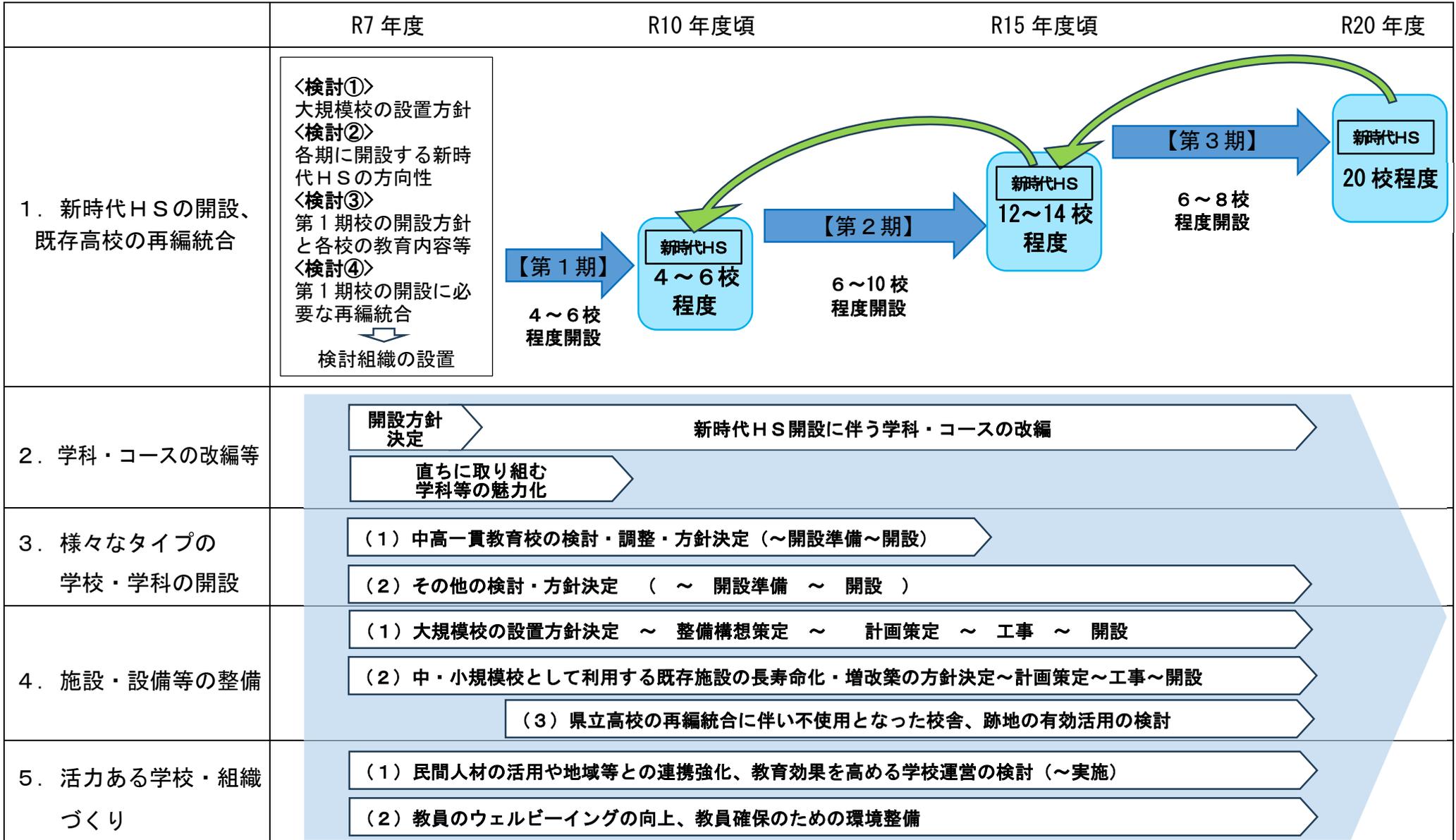
Ⅱ. 「目指す姿」から逆算的に考える「配置の姿」

- ・令和20年度に、20校程度を目安とする新時代HSを設置することになるため、その5年前頃（令和15年度頃）まで、10年前頃（令和10年度頃）までに目指す「配置の姿」を描く。
- ・新時代HSを計画的に開設できるように、現在の全ての県立高校（全日制）を「移行準備校」に位置づけ、学科改編等の準備を進める。
- ・生徒が一定の通学時間内にある高校から多様な選択ができるよう、エリアごとの募集定員の目安を踏まえ、様々な学科構成や規模の学校をバランスよく配置する。

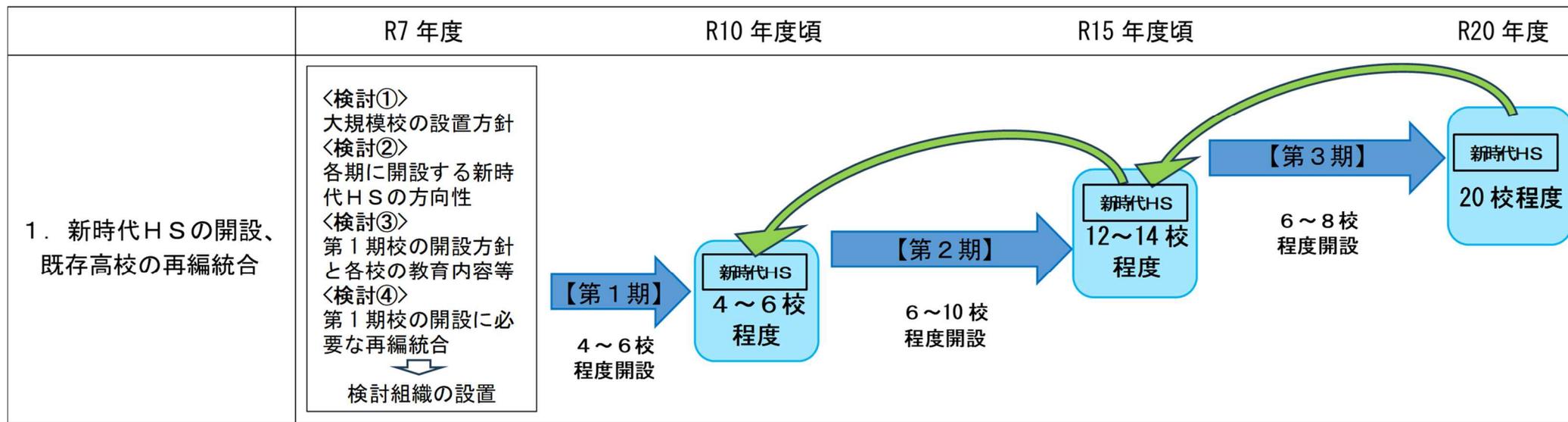


Ⅲ. 「目指す姿」の実現に向けた検討方針

「令和20年度までに実現を目指す県立高校の姿」の実現に向け、令和20年度までに新たな新時代HSを順次開設していくことになることから、「1. 新時代HSの開設、既存高校の再編統合」、「2. 学科・コースの改編等」、「3. 様々なタイプの学校・学科等の設置」、「4. 施設・設備等の整備」、「5. 活力ある学校・組織づくり」について、計画的に進める。



1. 新時代HSの開設、既存高校の再編統合の検討方針



(1) 新時代HSは、次の3つを区切りとして順次開設することとし、それぞれの期において必要となる県立高校の再編統合を実施する。

- ・ 第1期(令和10年度頃まで)は、大規模校の設置方針を検討したうえで、速やかに対応すべき教育課題[※]の解決を図る中規模校を開設する。

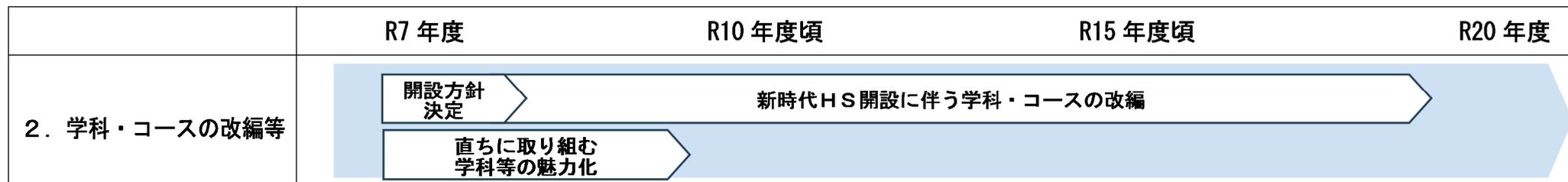
※グローバル教育、情報教育、誰一人取り残さない教育など

- ・ 第2期(令和15年度頃まで)は、大規模校の開設準備を進めるとともに、中・小規模校の充実を図る。
- ・ 第3期(令和20年度まで)は、大規模校も含めて全て開設し、「新時代とやまハイスクール構想(仮称)」を完成させる。

(2) 令和7年度には、「①大規模校の設置方針(学科構成、設置場所など)」、「②各期に開設する新時代HSの方向性」、「③第1期校の開設方針と各校の教育内容等」、「④第1期校の開設に必要な再編統合」について検討する。

(3) (2)を検討するための組織として、令和7年度に「新時代とやまハイスクール構想検討会議(仮称)」を設置することとし、そこでの意見を取りまとめ、総合教育会議に報告する。なお、第2期以降の開設に関する検討組織等については、必要に応じて別途決定する。

2. 学科・コースの改編等の検討方針



- (1) 新時代HSの学科・コースは、前述の8区分の学科をベースに、必要に応じて、それらの学科を組み合わせた形で設定する。
- (2) 第1期校から第3期校までの開設にあたっては、それぞれの時点における教育環境の変化や教育ニーズ等を十分踏まえて学科・コースを設定することとし、従前の学科・コースの魅力を一層高めるという観点から改編等を行う。
- (3) 現在学ぶ子どもたちのために、直ちに学科・コースの見直しを行う必要がある場合は、「こどもまんなか」の視点から、第1期校の開設を待たず、速やかに学科改編等を行うこととする。
- 魚津工業高校・砺波工業高校の工業科の一括募集及び改編など

3. 様々なタイプの学校・学科等の開設の検討方針

	R7 年度	R10 年度頃	R15 年度頃	R20 年度
3. 様々なタイプの学校・学科の開設				
	(1) 中高一貫教育校の検討・調整・方針決定 (～開設準備～開設) (2) その他の検討・方針決定 (～開設準備～開設)			

- (1) 新時代HSの開設にあたっては、前述の8区分の学科との親和性を踏まえ、「様々なタイプの学校・学科等」の開設についても検討することとする。
- (2) 「中高一貫教育校」は、第2期での開設を目指し、その目的や役割・機能を十分に整理し、市町村教育委員会等の関係機関とも協議しながら、開設に向けた検討を進める。
- (3) 「国際バカロレア(IB)認定校等」は、第1期にグローバル教育に重点を置く学校を開設し、その取組みを検証しながら、認定校のニーズや効果を整理し、導入の必要性等の議論を重ねる。
- (4) 「外国人生徒に係る特別入学枠」は、第1期での開設を目指し、義務教育における外国人生徒の現状やニーズの把握に努め、入学後の教育課程や日本語指導等の支援体制に関する課題も整理しながら、導入に向けた検討を進める。
- (5) 「全国募集」については、まず南砺平高校での実施が軌道に乗るよう、南砺市等と連携した取組みを進めることとし、第2期にその効果や課題等も整理し、対象校拡大の可能性を地元の意向等も踏まえて検討する。

4. 施設・設備等の整備の検討方針

	R7 年度	R10 年度頃	R15 年度頃	R20 年度
4. 施設・設備等の整備	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 10%;"></div> <div style="width: 80%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 大規模校の設置方針決定 ~ 整備構想策定 ~ 計画策定 ~ 工事 ~ 開設</p> </div> <div style="width: 10%;"></div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="width: 10%;"></div> <div style="width: 80%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 中・小規模校として利用する既存施設の長寿命化・増改築の方針決定～計画策定～工事～開設</p> </div> <div style="width: 10%;"></div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="width: 10%;"></div> <div style="width: 80%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 県立高校の再編統合に伴い不使用となった校舎、跡地の有効活用の検討</p> </div> <div style="width: 10%;"></div> </div>			

- (1) 令和7年度に検討予定の「大規模校の設置方針（学科構成、設置場所など）」を踏まえ、大規模校の設置に伴い必要となる新築等や設備の整備構想を決定のうえ、計画策定、工事を着実に進め、第3期に大規模校を開設する。
- (2) 中規模校・小規模校については、第1期校から第3期校までのそれぞれの開設方針等に基づき、校舎に関する検討を行うこととし、既存施設の長寿命化対策や増改築など必要となる施設や設備等の整備構想を決定のうえ、計画策定、工事を着実に進めて開設する。
- (3) 県立高校の再編統合に伴い不使用となった校舎、跡地の有効活用についても検討する。

5. 活力ある学校・組織づくり

	R7 年度	R10 年度頃	R15 年度頃	R20 年度
5. 活力ある学校・組織づくり		(1) 民間人材の活用や地域等との連携強化、教育効果を高める学校運営の検討（～実施）		
		(2) 教員のウェルビーイングの向上、教員確保のための環境整備		

(1) 活力ある新時代HSの実現に向け、民間人材の活用や地域の企業・高等教育機関など外部との連携強化に加え、教育効果を高める学校運営について検討し、可能なものから実施する。

(2) 生徒によりよい教育を提供できるよう、教員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立させ、ウェルビーイング向上を図るとともに、教員確保のための環境整備を推進する。

6. その他

(1) 「定時制・通信制高校」については、多様な生徒に対応した教育を確保する観点から、現在の配置を維持することを基本としつつ、今後の新時代HS開設の検討の中で、その位置付けや全日制高校との関係について整理しながら、必要な検討を進める。

(2) 高校時点での県外進学が増加傾向にある中、建学の精神のもとに特色ある教育を実践される「私立高校」と協調を図りながら、富山ならではの魅力ある高校づくりを進める。

政府関係機関の地方移転について

参考資料 1

(令和6年度)	
8月1日	全国知事会議 新田知事『政府機関の地方移転について、これで止めてはいけない。』
10月1日	第1次石破内閣発足
11月1日	内閣官房に防災庁設置準備室発足
8日	第1回新しい地方経済・生活環境創生本部開催
11日	第2次石破内閣発足
25日	日本海沿岸地帯振興連盟（日沿連）として、新田知事から石破総理へ要望
12月24日	第2回新しい地方経済・生活環境創生本部開催 ⇒ 地方創生2.0の「基本的な考え方」決定
1月6日	石破総理年頭会見『新たに創設を目指しております「防災庁」も含め、政府機関の地方移転、国内最適立地を強力に推進してまいります。これまでの取組を検証しつつ、地方からの提案を改めて募り、順次結論を出してまいります。』
1月以降	「防災庁設置準備アドバイザー会議」開催
(令和7年度)	
夏頃まで	組織の権限・役割など防災庁の骨格とりまとめ
夏頃まで	今後10年間に集中的に取り組む地方創生の「基本構想」策定

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0の基本構想の5本柱 ※考えられる各省の施策項目を列举。基本構想に向けて具体化

○以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、来年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融資促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

◆基本構想の策定に向けた国民的な議論の喚起

- 地方の現場をできるだけ訪問・視察し、意見交換を幅広く重ね、地方の意見を直接くみ取り、今後の施策に活かす
- 有識者会議でテーマごとに地方の現場で地方創生に取り組む関係者のヒアリングや現地視察を行い意見を直接くみ取る

- 石破総理に対して政府関係機関の移転を要望した際、石破総理から、どの省庁に来てもらい、どういことをしてもらいたいという話を、ぜひ地方からして欲しいとの返答。
- 総理の発言を受け、以下の政府関係機関の移転等を提案。今後、更に議論を深める。

1. 防災庁の設置

2. 北陸復興局（仮称）の設置

3. JOGMEC（(独)エネルギー・金属鉱物資源機構）の移転

4. (国研)水産研究・教育機構（研究所）の移転

環日本海の玄関口



北陸の十字路の中心



本県の特徴

- 富山県は**本州の中央部**、環日本海の玄関口にあり、**北陸の十字路の中心**に位置
- 関東・関西・中京圏のいずれにも等距離**。鉄道や道路で三大都市圏とつながり、**本州・中部圏の要衝**
- 北陸新幹線**や並行在来線、**北陸自動車道**、**東海北陸自動車道**などの高規格道路、国際拠点港湾である**伏木富山港**や、国内・国際定期便を有する**富山空港**などの**インフラ整備が進む**

安全安心アプリ「とやまポリス」の運用開始

参考資料2

3/4 リリース予定

○ 概要

県民に必要な情報をタイムリーかつ体系的に分かりやすく提供することで、自主防犯意識の向上や地域防犯力の強化を図り、県民・地域のディフェンス力が向上し続ける、安全で安心な社会の実現を目指す

○ 主な機能

地図情報機能

犯罪、不審者、交通事故、特殊詐欺、山岳遭難情報をマップ上に表示。



お知らせ機能(プッシュ通知)

犯罪、不審者、特殊詐欺、熊等の情報をタイムリーに通知(安全情報ネットとの連携)。



防犯ブザー機能

画面をタップすることで大きな音で周囲に異常を知らせるとともに登録先に通知。



現在位置送信機能

事前登録した家族等にメッセージを添えて位置情報を送信。



パトロール支援機能

誰でも不審者、交通事故情報等を活用してパトロール。実施履歴を記録。



その他の機能

- ・特殊詐欺対策機能
- ・県警HP、SNSとのリンク
- ・県HP、富山防災WEB、クマっぴ等とのリンク

トップ画面イメージ

